

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年2月25日

岩手県議会議長 佐々木 博

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務秘書担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>政務調査費</u>に関すること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務秘書担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>政務活動費</u>に関すること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。